

上田市日本遺産推進協議会総会

議 案 書



太陽と大地の聖地
信州上田
塩田平
JAPAN HERITAGE

期 日 令和6年5月2日（木）

場 所 上田市役所本庁舎 5階 大会議室

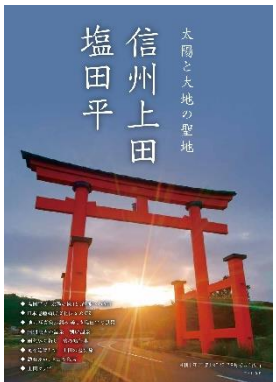
目 次

<u>第 1 号議案</u>	令和 5 年度事業報告について		1
<u>第 2 号議案</u>	令和 5 年度事業決算について		10
<u>第 3 号議案</u>	令和 6 年度事業計画(案)について		11
<u>第 4 号議案</u>	令和 6 年度事業予算（案）について		12
<u>第 5 号議案</u>	規約改正について		13

令和5年度 上田市日本遺産推進協議会 事業報告

一 交付金事業（デジタル田園都市国家構想交付金）（50%補助）

Ⅰ 普及啓発事業

事業名	内容	
月刊「江戸楽」巻頭特集&抜き刷りパンフレット制作 本誌 首都圏で3万部出版 パンフレット 10,000部	月刊「江戸楽」8月号とタイアップし巻頭特集記事として上田市の日本遺産を掲載。 併せて、巻頭特集部分を抜き刷りにしたパンフレットを制作した。	
検定事前学習バスツアー 参加者9名 (募集35名)	令和5年8月6日(日) 検定に向けて現地を見ながら知識を蓄えることを目的として現地学習会をバスツアー形式で実施した。	
受験対策講座 午前の部 20人 午後の部 16人	令和5年10月14日(土) 塩田平ボランティアガイドの会を講師として、検定受験に向けた座学講座を同内容で午前と午後の2回開催。	
日本遺産セミナー 聴講：20名	令和5年10月14日(土) 受験対策講座に合わせてセミナーを開催。 講師： 日本遺産普及協会代表監事 (株)クラブツーリズム顧問 黒田 尚嗣 氏 演題：日本遺産の楽しみ方	

事業名	内容	
日本遺産 信州上田・塩田平検定 申込：41名 受検：35名 合格者：13名 (うち、100点3名)	令和5年12月17日(日) 上田市の日本遺産の普及啓発を目的としたご当地検定を実施。	
日本遺産 信州上田・塩田平検定 合格証授与式 出席者：9名	令和6年2月13日(火) 検定合格者を対象に協議会会長から合格証と合格記念品を贈呈する式を開催した。	

2 情報発信事業

事業名	内容	
テレビ番組タイアップ 視聴者数(推計値) (1) BS-TBS 102,422人 (2) SBC信越放送 118,493人	1時間のテレビ番組内で5分尺により日本遺産関連の観光施設をPRした。 (1) BS-TBS 7月9日(日)10:00~ (2) SBC信越放送 7月12日(水)20:00~	
ラジオ放送タイアップ 番組聴取者数(推計値) ①62,258人 ②168,484人 ③144,112人 ④98,547人 ラジオCM聴取者数 1,084,510人 (15回の延べ数推計値)	文化放送内の3番組及びSBCラジオ番組内で60秒のパブリシティと20秒コマーシャル×15回を実施 ①2月1日(木) 「Mixxxx+ ミックスプラス」内 ②1月18日(木) 「大竹まことゴールデンラジオ」内 ③1月20日(土) 「ラジオのあさこ」内 ④1月26日(金) 「くにまる食堂」内	

事業名	内容	
旅行雑誌広告掲載	令和6年3月下旬 旅行雑誌「ノジュール4月号」 に1ページ広告を出稿。 同紙は3月下旬発行の4月号 にて日本遺産特集を組んでい たため、特集記事に興味関心 を示す層に訴求しPRを図った。	
インターネット広告	当協議会のウェブサイト及び SNSへの誘導を目的として インターネット広告を展開 し、市の日本遺産のPR及び 協議会事業の周知を図った。	

二 日本遺産魅力増進事業（国からの受託事業）

事業名	内容	
上田市日本遺産「ノベライズ化を中核とした情報発信マーケティング事業」	文化庁からの受託事業として 以下の4つの事業を一体的に 実施した。 (1)日本遺産ストーリーのノベ ライズ化 (2)当地域来訪者の嗜好・消費 行動等の調査 (3)市内関係事業者向けセミナー およびワークショップの 開催 (4)情報発信に関する現状の取 組状況診断 および情報発 信サイトへの効果的な誘導 経路の模索	 実施内容詳細は別冊

三 補助対象外事業（専門部会事業含む）

I PR事業

事業名	内容	
パンフレット増刷 総合版 5,000 部 てくてく 5,000 部	認定ストーリーを紹介する最も基本的なパンフレットについて、令和4年度に追加認定された構成文化財「塩田平のため池群」を加えて内容を更新して増刷した。 また、令和3年度から継続して配布している「てくてく歩きガイドブック」も増刷した。	
ふるさと寄附金チラシ 2,000 部 寄附件数 307 件 寄附受納額 8,653 千円 基金積立額 4,451 千円 ※R6.3 月末速報値	令和5年5月から新設したふるさと寄附金「日本遺産コース」についてPRするためのチラシを印刷した。 首都圏等で実施された観光キャンペーンや日本遺産フェスティバルなどで配布。	
日本遺産常設パネル展 @塩田の館	令和5年6月1日から 日本遺産紹介コーナーとして いる塩田の館において、日本 遺産紹介パネルを常設展示 する形で機能強化を図った。	
日本遺産フェスティバル In 桑都・ハ王子への出展 来場者数（公式） 4 日（土） 22,000 人 5 日（日） 18,000 人	令和5年11月4日・5日 （当協議会の出展は4日のみ） 全国の日本遺産認定団体が参 集する本イベントへ出展し、 日本遺産を中心とした観光PR 及び公開講座を行った。	

事業名	内容
日本遺産の日関連イベント In 東京・有楽町	令和6年2月10日(土) ～12日(月・祝) (当協議会の出展は10日のみ) 全国の日本遺産認定団体が参集する本イベントへ出展し、日本遺産を中心とした観光PRを行った。



2 イベント事業

事業名	内容
日本遺産オリジナル御朱印めぐり 御朱印購入枚数 10,000枚	令和5年4月1日(金)から 昨年度からの継続実施。参加施設を10施設に増やし、デザインもリニューアルして御朱印を販売し、普及啓発や認知度アップを図った。 【参加10施設】 安楽寺、生島足島神社 北向観音、信濃国分寺 常楽寺、前山寺、中禅寺 長福寺、前山塩野神社 別所神社
太陽と月と星の物語 日本遺産スタンプラリー 応募者数 225人 (全問正解210人)	令和5年4月28日(金) ～8月31日(木) 上田市、千曲市、長和町の三市町連携事業として、各認定地域を巡るスタンプラリーを実施。企画PRのための擬人化キャラクターを上田女子短期大学学生有志により制作。



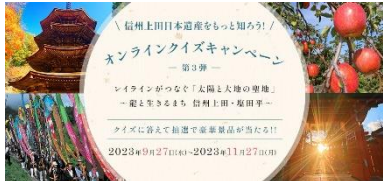
事業名	内容	
認定3周年記念企画 来場者数 500人 (三施設 延べ 推計)	令和5年6月18日(日) 安楽寺大日如来像、中禅寺薬師如来坐像の特別公開と、安楽寺、中禅寺、前山塩野神社でのおもてなしガイドを実施。	
レイラインバスツアー 第1回 午前10名 午後1名 第2回 5名	第1回 令和5年6月11日(日) 午前の部と午後の部に分け、それぞれ違う旅程で実施。 第2回 令和5年10月22日(日) 軽食(胡桃おはぎ)を挟む1コースのみで実施	

2 受入環境整備事業

事業名	内容	
多言語案内システム「リモート&AI コンシェルジュ」の運用 利用者数 R6.3月末時点 3,719人	既存の案内システムのシナリオ追加による改良を行うとともに、「たび診断」の本格運用を始め、また、GoogleMAP連携によりグルメ情報を提供する機能強化を図るなど、旅行者のニーズに沿った適切な観光情報を提供できる体制を整備した。	
コンセプトWEBサイトの運用・保守	令和4年度末に制作・公開したコンセプトWEBサイトの運用を継続し、保守管理を行った。 併せて、Instagramのコンセプトアカウントを運用し、世界観を統一したコンテンツを定期的に発信した。	

3 その他

(I) 協議会が実施主体でない事業

事業名	内容	
夏至のレイラインイベント @生島足島神社 (長野大学古田研究室)	令和5年6月21日(水) 長野大学古田研究室の自主事業として生島足島神社境内において日本遺産パネル展や夜蒸珈琲の提供などを実施。	
日本遺産擬人化キャラクター パネル展 in アリオ上田 (アリオ上田)	令和5年9月8日から アリオ上田自主事業として、 上田女子短期大学50周年記念企画の一環である同短大の手掛けたご当地擬人化キャラクター展を開催する中で、日本遺産の擬人化キャラクターをパネル化し展示した。	
日本遺産オンラインクイズ キャンペーン第3弾 (上田商工会議所)	令和3年10月に開設した日本遺産関連商品紹介サイト内で、オンラインクイズキャンペーン第3弾を実施。 3,601名 (うち県内467名 県外3,134名)	
冬至のレイラインイベント @生島足島神社 (長野大学古田研究室)	令和5年12月22日(金) 長野大学古田研究室の自主事業として生島足島神社境内の参道を灯籠でライトアップするとともに、豚汁やおやきなどのふるまいを行った。	
日本遺産擬人化キャラクター パネル化 in アリオ上田 (アリオ上田)	令和5年12月26日から 令和6年2月29日まで 日本遺産を親しみやすい形で知ってもらおうと擬人化キャラクターを全面に推してのPRボードを太陽のコートに設置した。	

(2) 出前講座等

期日	場所	主催者（対象者）	人数
5月9日 (火)	認定 NPO 法人侍学園 スクオーラ・今人	若者サポートステーション・シナノ	15
5月23日 (火)	上田東急 REI ホテル 2 階「千曲」	上田六文銭ロータリークラブ	20
6月7日 (水)	新町公民館	新町自治会	13
6月16日 (金)	下小島公民館	下小島分館	16
8月9日 (水)	合同庁舎 6 階講堂	長野県長寿社会開発センター上小支部	32
9月8日 (金)	上本郷公民館	上本郷分館 青少年健全育成	9
11月4日 (土)	日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子	日本遺産連盟（公開講座）	40
12月2日 (土)	別所温泉 中松屋	やまびこフォーラム (地域づくりネットワーク長野県協議会)	28

計 173 人

(3) ホームページ ページビュー数 26,596pv

(4) SNS（2024.3 末時点）

X (Twitter) フォロワー 1,278 人、投稿 35 件、インプレッション 152,144 件
詳細クリック 564 回、投稿内 URL クリック 560 回

Facebook フォロワー 234 人、投稿 29 件、インプレッション 13,857 件
リーチ数 3,028 件、エンゲージメント 256 件

Instagram フォロワー 385 人、投稿 26 件、インプレッション 6,013 件
リーチ数 5,354 件、いいね 824 件

(5) オリジナルロゴマーク

許可件数 64 件（更新：51 件、新規：13 件）（令和 6 年 3 月末時点）

【主な許可商品】



（こはく糖）



（酒・ジュース・タイルセット）



（別所温泉厄除羊羹）



（自由ノート）



（玉子焼きの素）



（くわの実コンポート）



（にんにく醤油漬け）



（ドレッシング）



（クリアファイル）

（用語解説）

X（旧 Twitter）

インプレッション

ユーザーのタイムラインに投稿が表示された回数

詳細クリック

投稿が「もっと見る」を押されて展開された回数

投稿内 URL クリック

投稿内に表示した URL のクリック数（＝リンク先へのアクセス数）

Facebook・Instagram

リーチ数

投稿を最低 1 回見たアカウントセンター内アカウント数です

エンゲージメント

投稿に対するリアクション、コメント、シェア

第二号議案

令和5年度 上田市日本遺産推進協議会 決算書

収入金額	24,675,653 円
支出金額	24,283,819 円
差 額	391,834 円

【収入の部】

単位：円

項 目	予算額(a)	決算額(b)	差引 (b-a)	摘 要
負担金	9,500,000	9,256,760	-243,240	上田市負担金(①【創】4,000千円、②別所線基金2,370,596円、③観光振興基金2,386,164円、④市単500千円)
委託料	14,476,000	14,470,337	-5,663	文化庁事業受託料
雑収入	500,000	948,556	448,556	和紙売上、連携事業協力金、預金利息
合 計	24,476,000	24,675,653	199,653	

【支出の部】

単位：円

項 目	予算額(a)	決算額(b)	差額(b-a)	摘 要
○地方創生推進交付金事業				
普及啓発事業	1,600,000	1,501,570	-98,430	セミナー、検定、月刊誌タイアップ
情報発信事業	2,400,000	2,513,450	113,450	SBC・TV/ラジオCM、雑誌広告掲載等
小 計	4,000,000	4,015,020	15,020	
○魅力増進事業				
ノベライズ化を中核とした情報発信マーケティング事業	14,476,000	14,470,337	-5,663	
小 計	14,476,000	14,470,337	-5,663	
○補助対象外事業				
PR事業	200,000	492,800	292,800	パンフレット増刷
イベント事業	590,000	360,640	-229,360	スタンプラリー、周年事業、バスツアー等
受入環境整備事業	5,000,000	4,744,960	-255,040	AIコンシェルジュ保守 WEBサイト保守
小 計	5,790,000	5,598,400	-191,600	
○事務費				
負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟会費
需用費	59,000	49,362	-9,638	消耗品等
旅費	31,000	30,400	-600	日本遺産フェスティバルin八王子
使用料	50,000	40,000	-10,000	新聞広告
役務費	50,000	60,300	10,300	印紙代、振込手数料
小 計	210,000	200,062	-9,938	
合 計	24,476,000	24,283,819	-192,181	

【監査報告】

令和5年度 上田市日本遺産推進協議会 会計帳簿証票類を監査した結果、収支ともに適正と認めます。

令和6年 4 月 24 日

監事

会計監査実施済み

令和6年度 上田市日本遺産推進協議会 事業計画（案）

一 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）事業【国庫補助事業 / 補助率 50%】

1 普及啓発事業

(1) 日本遺産活用支援事業

令和5年度の文化庁の委託事業である「日本遺産魅力増進事業」において「市内関係事業者向けセミナーおよびワークショップ」を実施したところであるが、これを受けての展開として、具体的な事業の推進を支援するため、日本遺産を活用した新規商品の開発を支援するとともに、日本遺産を活用した事業（イベント）の開催支援を行うことで、日本遺産を活用した地域活性化に図っていく。

(2) 第2回 日本遺産信州上田・塩田平検定

令和6年12月14日（土）@塩田公民館大ホール

(3) 三市町連携事業（スタンプラリー）第2弾

千曲市及び長和町と連携して広域スタンプラリーを展開する。（2年目）

令和6年4月27日（土）～9月29日（日）

2 情報発信事業

(1) 映像コンテンツ制作

VRゴーグルを着用して360度の映像が楽しめる動画コンテンツにより日本遺産認定ストーリーや構成文化財の魅力を通年で体感できる環境を整備する。

(2) 短編小説のPR

日本遺産無関心層への認知度向上と興味関心の惹起を図るため、令和5年度に制作した短編小説10作品の利活用とPRを行う。

(3) 純広告の活用

市の日本遺産の認知向上と魅力訴求のため、純広告（WEB・雑誌広告等）を活用する。

二 日本遺産魅力増進事業

体験コンテンツの造成や情報発信を強化するため、文化庁の「魅力ある地域づくり推進モデル事業」中「日本遺産魅力増進事業」へ応募する。

三 補助対象外事業

- 1 出前講座の開催（随時）
- 2 オリジナルロゴマークの管理・運用・利活用
- 3 日本遺産限定御朱印頒布企画
- 4 リモート&AIコンシェルジュ（多言語案内システム）の運用
- 5 公式ホームページの運用
- 6 公式SNSでの情報発信
- 7 日本遺産連盟、文化庁主催イベントへの協力、出展
- 8 有償ガイド育成講座修了者の活躍の場の創出
- 9 パンフレットの管理・利活用

第四号議案

令和6年度 上田市日本遺産推進協議会 予算（案）

収入金額	9,187,000	円
支出金額	9,187,000	円
差 額	0	円

【収入の部】

単位：円

項 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引 (a-b)	摘 要
負担金	8,500,000	9,500,000	-1,000,000	上田市負担金 ①【創】4,000千円 ②別所線基金1,850千円 ③観光振興基金2,150千円 ④市単500千円
繰越金	391,834	0	391,834	令和5年度の繰越金
委託料	0	14,476,000	-14,476,000	
雑収入	295,166	500,000	-204,834	広域連携 125千円 御朱印企画 150千円 検定料 20千円
合 計	9,187,000	24,476,000	-15,289,000	

【支出の部】

単位：円

項 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引 (b-a)	摘 要
○交付金事業				
普及啓発事業	1,400,000	1,600,000	-200,000	事業化支援、検定、広域連携 スタンプラリー
情報発信事業	2,600,000	2,400,000	200,000	映像コンテンツ制作ほか
小 計	4,000,000	4,000,000	0	
○日本遺産魅力増進事業				
日本遺産魅力増進事業	0	14,476,000	-14,476,000	体験コンテンツ造成ほか
小 計	0	14,476,000	-14,476,000	
○補助対象外事業				
PR事業	570,000	200,000	370,000	パンフレット増刷
イベント事業	320,000	590,000	-270,000	広域連携スタンプラリー、御 朱印企画ほか
受入環境整備事業	4,000,000	5,000,000	-1,000,000	AIコンシェルジュ保守 WEBサイト保守
小 計	4,890,000	5,790,000	-900,000	
○事務費				
負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟会費
需用費	56,000	59,000	-3,000	消耗品等
旅費	171,000	31,000	140,000	日本遺産連盟等主催事業
使用料	0	50,000	-50,000	
役務費	50,000	50,000	0	振込手数料、印紙代等
小 計	297,000	210,000	87,000	
合 計	9,187,000	24,476,000	-15,289,000	

第五号議案

上田市日本遺産推進協議会 規約改正

上田市日本遺産推進協議会規約の一部を次のように改正する。

別表（第４条関係）中、「長野県教育委員会 文化財・生涯学習課」を「長野県県民文化部文化振興課」に改める。

附 則

この規約は、令和６年５月２日から施行する。

<改正理由>

令和６年４月１日付の長野県の改組により、日本遺産制度に係る文化財行政が文化振興課の事務分掌となったため。

上田市日本遺産推進協議会規約（案）

（名 称）

第1条 この協議会は、上田市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、上田市の歴史文化の特色である晴天率が高く降水量が少ない風土の中で育まれた文化を物語る日本遺産を通じ、文化遺産の保護、観光振興、まちづくり等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 情報発信、人材育成に関すること
- （2） 普及啓発に関すること
- （3） 調査研究に関すること
- （4） 公開活用のための整備に関すること
- （5） 『日本遺産を通じた地域活性化計画』の評価、検証に関すること
- （6） その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

（組 織）

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（令和5年7月・一部修正）

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 監 事 2名

2 会長は、上田市長をもって充てる。

3 副会長の内、1名は上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

（オブザーバー）

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は、総会を主宰する。

- 2 総会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。尚、オブザーバーは議決権を持たない。
- 4 総会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(令和5年7月・一部修正)

(総会の開催)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、事業年度終了後2か月以内に開催するものとする。ただし、事業計画案又は予算案を提示する上で市議会の議決を待つ必要があるなど特段の事情がある場合には、事業年度終了後4か月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(令和5年7月・追加)

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

(令和5年7月・追加)

(財 務)

第11条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(令和5年7月・一部修正)

(出納閉鎖期)

第 12 条 協議会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(令和 5 年 7 月・追加)

(事務局)

第 13 条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市文化スポーツ観光部文化政策課に事務局を置く。

(令和 5 年 7 月・一部修正)

(解 散)

第 14 条 協議会は、所期の目的を達した時、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委 任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会の設立の日（令和 2 年 9 月 10 日）から施行する。

2 令和 2 年度の会計年度は、第 11 条第 2 項の規定に関わらず、協議会の設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

団 体 名
上田市
上田市教育委員会
塩田平文化財保護協会
上田市自治会連合会
上田市文化財保護審議会
長野県上田地域振興局商工観光課
長野県県民文化部文化振興課

(令和 6 年 5 月・一部修正)